

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第68号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「限る。）」の右に「及び京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第2条第5号の規定による休職のうち別に定めるものの期間」を加え、同条第2号中「及び京都市職員の分限に関する条例（以下「」を「、」に改め、「」という。）」を削り、「超えるもの」の右に「及び同条第5号の規定による休職のうち別に定めるものの期間」を加える。

別表第2 2中「平成19年4月1日以後の」を「平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間の」に改め、同表2第3号区分の項第2号中「以後適用されている」を「から令和5年3月31日までの間において適用されていた」に、「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第3号中「平成19年4月以後適用されている」を「平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間において適用されていた」に、「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第5号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同表2第4号区分の項第2号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第3号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第5号中「以後適用されている」を「から令和5年3月31日までの間において適用されていた」に、「平成25年4月以後の給与条例」を「平成25年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第6号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第8号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第9号中「平成19年4月以後平成26年3月以前の給与条例」を「平成19年4月1日から平成26年3月31日までの間において適用されていた京都市職員給与条例（以下「平成19年4月以後平成26年3月以前の給与条例」という。）」に改め、同表2第5号区分の項第1

号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同表2第6号区分の項第2号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第3号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第5号中「平成25年4月以後の給与条例」を「平成25年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第6号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第8号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同表2第7号区分の項第2号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第3号及び第4号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第6号中「平成25年4月以後の給与条例」を「平成25年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第7号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第9号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同表2第8号区分の項第2号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第3号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第5号中「平成25年4月以後の給与条例」を「平成25年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第6号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第8号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同表2第9号区分の項第2号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第4号及び第6号中「平成25年4月以後の給与条例」を「平成25年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第7号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同項第9号中「平成24年4月以後の給与条例」を「平成24年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同表に次のように加える。

3 令和5年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	
第2号区分	
第3号区分	<p>(1) 令和5年4月1日以後適用されている京都市職員給与条例（以下「令和5年4月以後の給与条例」という。）の行政職給料表又は土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表、看護職給料表、薬剤職獣医職給料表又は土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち別に定めるもの</p>
第5号区分	<p>令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち別に定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表、看護職給料表、薬剤職獣医職給料表又は土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの</p>
第7号区分	<p>令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上であったもの（第3号区分</p>

	の項第2号、第4号区分の項第2号、第5号区分の項及び第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち別に定めるもの
第8号区分	(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表、看護職給料表、薬剤職獣医職給料表又は土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 令和5年4月以後の給与条例の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表、看護職給料表、薬剤職獣医職給料表又は土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 令和5年4月以後の給与条例の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの
第10号区分	第1号区分から第9号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者(第6条第1項ただし書の規定により職員の区分が定められる者を除く。)

第2条 京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 公務上の傷病又は公務上の死亡により退職した職員に対しては、その者に係る条例第3条第3項の規定の適用がないものとした場合における同条の規定により計算した退職手当の基本額と国家公務員退職手当法第5条第1項第4号に掲げる者に係る同法第5条の3の規定の適用がないものとした場合における同法第5条並びに同法附則第21項及び第23項の規定により計算した退職手当の基本額との均衡を考慮して、別に定めるところにより加給するものとする。

第6条第1項本文中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市職員退職手当支給条例施行規則の規定は、同条の規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の京都市職員退職手当支給条例施行規則の規定は、同条の規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)